

第 3 章 定量的被害の想定

第 2 章に示した地震動、液状化、急傾斜地崩壊及び津波の想定結果に基づき、前出 (P12) 表 1.3 に示す各項目について被害想定を行った。

被害の想定にあたっては、発災時刻を 5 時、12 時、18 時の 3 ケースの場合について想定した。なお、火災が関連する項目については、冬 5 時、夏 12 時、冬 18 時とし、風速は各観測点における平均風速とした。

想定の基本となる建物データの作成は、県内市町村の平成 25 年固定資産税課税台帳データを基に 250m メッシュを単位とした建物棟数データを作成した。建物の構造種別としては、木造、非木造 (S 造 : 鉄筋造、RC 造 : コンクリート造) を区分した。また、人口分布作成のため、延べ床面積のデータも作成した。

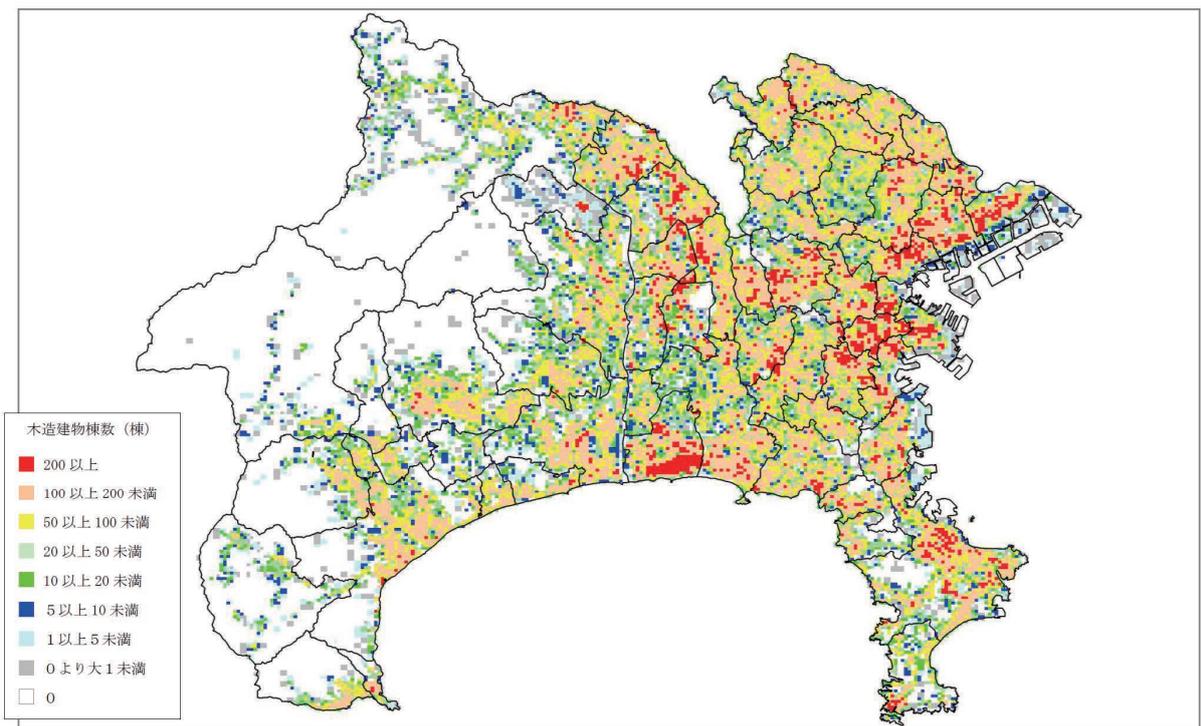


図 3.1 250mメッシュごとの建物棟数分布図 (木造)

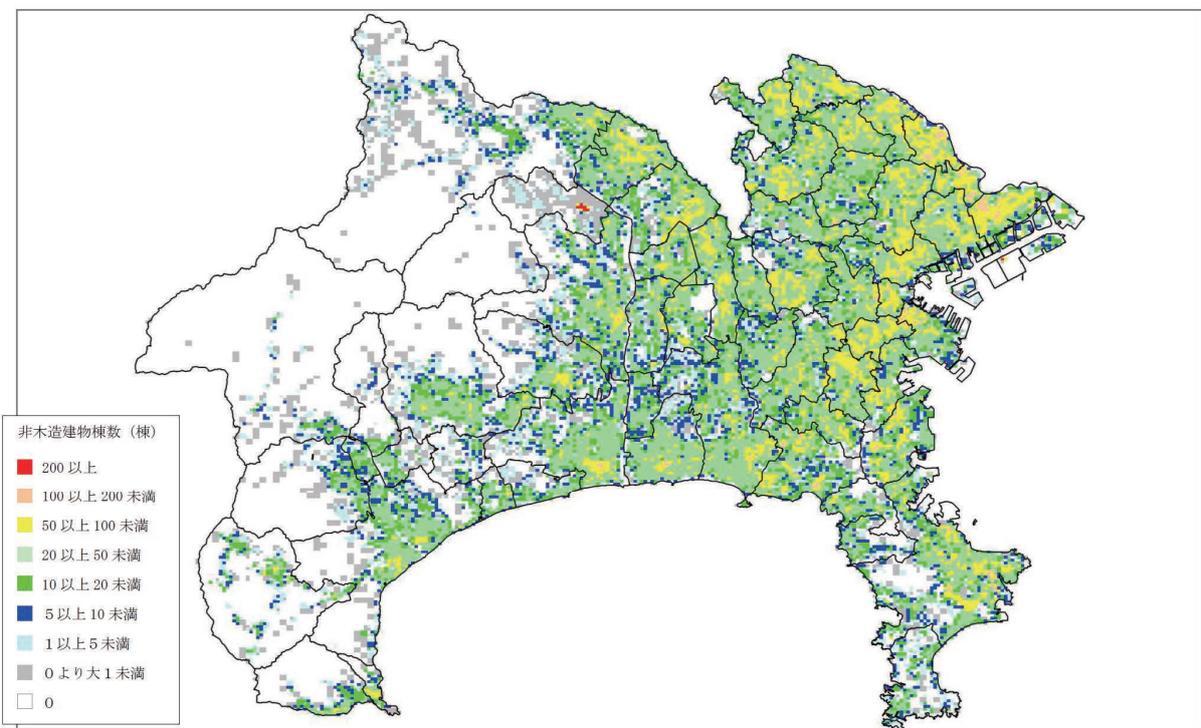


図 3.2 250mメッシュごとの建物棟数分布図 (非木造)

建物被害の基準として、罹災証明に用いる全壊、半壊（平成 13 年 6 月内閣府政策統括官（防災担当）通知）を基本とした。ただし、人的被害の想定では、罹災証明による基準と比較して、構造的な被災度との関係から算出した方が合理的な場合があり、その場合には（社）日本建築学会基準の大破等を用いた。また、津波による建物被害では床上浸水、床下浸水の被害棟数も算出した。

また、人的被害の負傷の割合に関しては、以下のとおり定義した。

重症者　：入院を要する負傷者

中等症者：病院での治療が必要だが、重症に比べて緊急性が低い負傷者

軽症者　：入院は要しないが医師による治療が必要な負傷者

揺れ・液状化と火災、津波のダブルカウント除去について、揺れ・液状化・津波による全壊・半壊棟数と火災による焼失棟数には、重複する部分があるので、その分の除去を行った。